

【一般社団法人品質工学会/規程】 規 0018 号

品質工学研究発表大会品質工学会長賞規程

主管 審査表彰部会
2023 年 12 月 14 日 制定

第 1 章 総則

（目的）

- 第 1 条 一般社団法人品質工学会は品質工学研究発表大会品質工学会長賞を設ける。
2. 品質工学研究発表大会品質工学会長賞（以下、会長賞）は、品質工学研究発表大会における研究発表の奨励および品質工学に関わる研究の進化と発展を目的とし、多大な貢献が認められる優れた研究発表に対し授賞するものである。

（賞の対象と授与）

- 第 2 条 当年度の品質工学研究発表大会にて発表された研究を対象とする。
2. 原則として 毎年度 1 件を選定し授賞する。ただし、授賞にふさわしい研究発表がない場合は授賞を見送ることがある。
3. 原則として品質工学賞発表賞および品質工学研究大会実行委員長賞とは重複して授賞しない。

第 2 章 選定と承認

（選定）

- 第 3 条 審査は品質工学会長が独自の観点をもって行い、授賞にふさわしい研究発表を選定する。
2. 審査表彰部会は品質工学会長の求めに応じて審査および授賞選定に協力する。

（承認）

- 第 4 条 品質工学会長の選定結果を受けて審査表彰部会から授賞を発議し、品質工学会理事会の承認をもって決定する。

第 3 章 表彰

（表彰日）

- 第 5 条 表彰は原則として当年の品質工学研究発表大会の場で行う。

(表彰)

第6条 受賞者にはトロフィーを1基、表彰状を品質工学会員の受賞人数分、授与する。

第4章 告示

(会告)

第7条 授賞結果を会告として品質工学会誌に掲載する。

第5章 規程の改訂および廃止

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、主管組織または品質工学会理事の発議に基づき主管組織が立案し、理事会の承認をもって行われる。

付則

1. 本規程は2023年12月14日より施行する。

付議事項

1. 本規程の運用ならびに改廃を検討するにあたっては、品質工学会長との連絡を密とする。